

2015年5月11日

内閣府消費者担当大臣 山口 俊一 様
消費者庁長官 板東 久美子 様
消費者庁表示対策課長 真淵 博 様

F の 会*

健康食品「クロレラ」について 措置命令等の適切な措置をとることを求める要望書

健康食品「クロレラ」の宣伝、販売等に関しては、多くの消費者が、長い間疑問を持ってきましたが、今般、裁判史上はじめて「クロレラチラシ配布差止等」請求が認められました。従って、これ以上消費者被害が広がらないよう、即刻、貴庁にしかるべき対応を求めるものです。

《クロレラ製品の問題点》

クロレラ製品は、数ある健康食品のなかでも歴史が古く、知名度も高いものです。しかし同時に、消費者からの苦情も多く、1986年から1995年までにPIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)には「健康食品への苦情が3万件以上寄せられているが、中でも多いのがクロレラに関する苦情で、健康食品の25%を占めている。苦情を見ると、販売方法に問題があるケースが多いが、クロレラを飲んで「下痢をした」「発疹した」など身体に被害が及んだというケースも少なくない」(「国民生活」96年3月号より)とのこと。その後の相談件数は、徐々に減って来てはいますが、それでも、年に数百件はあり、相談件数の上位を占めています。

日本クロレラ療法研究会発行という折り込みチラシは「糖尿病が治った」「血圧が下がった」など個人の体験談が中心で、いかにも薬効ありと誤認させるものであり、更に勧誘の役も担っています。販売員のセールストークもまさに薬効を謳い、かなり強引な手法が目につきます。この研究会と販売会社は一体で、連動していることは明白です。ウェブ広告でも薬理作用として「抗動脈硬化」や「がん予防」を謳っており、虚偽誇大と思われる表現が目につきます。

また安全性については依然として問題が多いようで、クロレラについては事故情報データベースでも危害が散見されており、また国立健康・栄養研究所の素材データベースにも「下痢、痙攣、ガス、吐き気、光過敏症、喘息やアナフィラキシーなどのアレルギー症状を起こすことが報告されている」と書かれています。

《京都の消費者適格団体によるクロレラチラシ等に関する差し止め請求訴訟について》

健康食品「クロレラ」に関し、適格消費者団体、NPO 法人京都消費者契約ネットワークは、健康食品会社サン・クロレラ販売が、いずれも医薬品ではないのに、「クロレラ(C. G. F.)には、『病氣と闘う免疫力を整える』『細胞の働きを活発にする』『排毒・解熱作用』『高血圧・動脈硬化の予防』『肝臓・腎臓の働きを活発にする』等の薬効があり、ウコギには、『神経衰弱・疲労回復作用』『鎮静作用による緊張の緩和・安眠安定』『抗アレルギー作用』等の薬効がある。」さらに、「クロレラ(C. G. F.)やウコギを服用すれば、『腰部脊椎管狭窄症』『肺気腫』『自律神経失調症』

『高血圧』などの慢性的な疾患の症状が改善されるなどの薬効効果を、広告で記載している」ことに関し、これは、『『優良誤認表示』『不実告知』である』として、京都地方裁判所に、クロレラチラシ等の差し止めを求める訴訟を提起しました。

《京都地裁、消費者団体の請求を認める判決(本年1月21日言渡)について》

京都地裁は、消費者団体の「クロレラチラシ等の差し止め」請求を認める判決を言い渡しました。判決では、「医薬品としての承認がされていない商品について、医薬品的な効能効果が表示されている場合、当該表示は、一般消費者に対し、当該商品があたかも国により厳格に審査され承認を受けて製造販売されている医薬品であるとの誤認を引き起こすおそれがある」として、医薬品でない「クロレラ」が医薬品的効能効果をうたって製品販売をすることを、医薬品医療機器等法(旧薬事法)違反であるかのような判断しています。そして「研究会チラシのうち、細胞壁破碎クロレラ粒等を服用したことにより、『腰部脊椎管狭窄症(お尻からつま先までの痛み、痺れ)』『肺気腫』『自律神経失調症・高血圧』『腰痛・坐骨神経痛』『糖尿病』『パーキンソン病・便秘』『間質性肺炎』『関節リュウマチ・貧血』『前立腺がん』等の症状が改善したとの体験談を記載した部分については、人の疾病を治療又は予防する効能効果があることを暗示するものであり、一般の消費者に対し、細胞壁破碎クロレラ粒等が医薬品であるとの誤認を引き起こすおそれがある」、「またそれ以外の記載、すなわち『薬効のある食品であること』や『病気と闘う免疫力を整える』『神経衰弱・自律神経失調症改善作用』等の効用があることを記載した部分についても、人の疾病の治療又は予防を目的とする効能効果があることや、単なる栄養補給や健康維持効果を超え、身体の組織機能の意図的な増強増進を主たる目的とする効能効果があることを標ぼうするものであることは明らかである」として、「医薬品としての承認を受けていない細胞壁破碎クロレラ粒等につき、医薬品的な効能効果があると表示するものであり、一般の消費者に対し、細胞壁破碎クロレラ粒等があたかもあたかも国により厳格に審査され承認を受けて製造販売されている医薬品であるとの誤認を引き起こすおそれがある」として、景表法10条1号所定の優良誤認表示にあたりと認定しています。

《判決の評価》

このように、この判決は、長年にわたって消費者が問題視してきたクロレラについて、その広告宣伝のチラシが優良誤認表示であり、景品表示法に違反するとして、その配布の差し止めを命じていることに、消費者として、画期的であり、かつ極めて意義深いものと受け止めております。また、この判決では、表示の作成配布の主体と商品の販売の主体が形式的に別組織であっても、実質判断によって両者は一体であると認定して、販売の主体に表示責任を認めていることについても、大いに評価できると考えます。

しかしながら、本件は控訴され、この判決は確定していないことに加え、次の点において、消費者の誤認を取り除き、自主的で合理的な選択が妨げられるおそれを排除するには十分でない面が残されております。

この判決は、上記に縷々引用したとおり、チラシにおける景品表示法に違反する消費者に対する優良誤認とは、その商品が、「あたかも国により厳格に審査され承認を受けて製造販売されている医薬品であるとの誤認を引き起こすおそれがあり、消費者に対し、「当該効能効果が国による厳格な審査を経ているかのごとき誤認を発生させるおそれがある」ことであって、「当該効

能効果の有無を問うまでもない」としています。しかしながら、消費者が求めているのは、チラシに表示している効能効果が事実と反し、著しく誇大、優良であると受け取られるおそれがあるという判断です。この点については、消費者として別途行政に求めていかなければならないと考えています。

《薬効効果をうたうクロレラ製品が、依然として市場で野放し状態にある現状について》

今回の判決は、表示の差し止め、第三者に表示させることの差し止め、表示等が優良誤認表示であることの周知を命じていますが、仮執行の宣言は行っていません。最近入手した「クロレラ研究会」資料でも、相変わらず薬効をうたい、さらには、クロレラ療法の安全性について、「医薬品のような副作用や依存症は一切ありません」といいながら、「ご飲用の最初の段階で体調の変化、例えば、一時的に胃腸の不快感、皮膚の赤身、といったことを訴える方が稀におられます」。「古来より東洋医学の世界では『めんけん』と呼ばれる反応ですが、身体が生まれ変わろうとする反応の一つであり、短期間で治まって行くものですから、そのまま安心してお続けください」などと、依然として、消費者に健康になるとの誤認を与え、重大な健康被害を引き起こしかねない宣伝販売を続けています。

さらに、日本クロレラ療法研究会は、宣伝物で、学会で認められたとする効能効果を証明する論文等を、多数紹介しています。本年4月に施行された「機能性表示食品」制度では、企業が提出する機能性の根拠となる書類の届け出を事務的に受理し、そのまま認めることになると考えられますが、このままでは、健康食品「クロレラ」が、新しい「機能性表示食品」として、堂々と流通していくことになりかねません。

《要望》

サン・クロレラ販売が自らの不当表示責任を免れるために、研究会の名のもとにチラシを作成配布するという悪質なやりかたは判決から十分にうかがえるところです。つきましては、この判決が出されたことを機に、この判決における認定事実を斟酌し、かつ、2003年に景品表示法に「不実証広告規制」が導入されたことを踏まえ、一刻も早く消費者の誤認が排除され、被害の拡大を防止するために、消費者庁長官に次のことを要望いたします。

『サン・クロレラ販売株式会社が販売している健康食品「クロレラ」についてのチラシ等の表示は、一般消費者に対し、「クロレラ」が実際のものよりも著しく優良であることを示す優良誤認表示であると考えるので、景品表示法に違反するおそれがあるものとして、必要な調査を実施の上、措置命令等の適切な措置をとること』

以上

■本件連絡先： Fの会 事務局
千代田区六番町15主婦会館3F 主婦連合会内 担当河村
TEL 03-3265-8121 E-mail kawamura@shufuren.net

*Fの会は、月に一度主婦連会議室にて開催され、広く消費者問題について議論するとともに、勉強会の開催、提言活動などを行なっている消費者グループです。